



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

令和7年度上半期 協会員に対する監査結果

令和7年10月15日
日本証券業協会

1. 令和7年度上半期の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 40先(会員 24社、特別会員 16機関)に対し監査を実施

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 35先(会員 19社、特別会員 16機関)
うち 8先(会員 7社、特別会員 1機関)に対して、文書により指摘事項を通知

② 主な指摘事項

- 法令違反及び業務運営・内部管理態勢の不備
(会 員) 社債の取扱い全般について管理態勢等が不十分な状況
- 業務運営・内部管理態勢の不備
(会 員) システムリスク管理態勢の整備が不十分な状況

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	24社	28社	24社
うち取引所との合同検査	10社	11社	8社
うち協会の単独監査	14社	17社	16社
② 1先当たりの監査人員	3～12人	2～13人	3～9人

3. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果の通知状況

監査結果通知状況	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	19社	32社	25社
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(7社)	(11社)	(9社)

3. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	5件 (4社)	5件 (4社)	10件 (5社)
① 虚偽告知	1件	—	—
② 虚偽の記載がある目論見書の使用	1件	—	—
③ 事業報告書の記載不備等	1件	—	1件
④ 直近の事業年度に係る外国証券情報を公表せずに外国株式 を売り付けている状況	1件	—	—
⑤ 外務員の登録等に関する不備	1件	2件	1件
○ その他	—	3件	8件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	4件 (3社)	5件 (3社)	1件 (1社)
① 従業員の採用時に係る不都合行為者等の照会の未実施	1件	2件	—
② 内部管理統括責任者の変更申請書の未提出	1件	—	—
③ 広告審査担当者に任命してはならない職員を広告審査担当者に任命している状況	1件	—	—
④ 内部管理統括責任者研修等を受講させていない状況	1件	—	—
○ その他	—	3件	1件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	4件 (2社)	10件 (8社)	11件 (8社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	1件	4件	3件
② 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	—	1件
③ 販売勧誘の管理態勢に係るもの	1件	3件	3件
④ 社債の取扱い全般に係る管理態勢が不十分な状況	1件	—	—
○ その他	—	3件	4件

4. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	16機関	16機関	15機関
② 1先当たりの監査人員	2～5人	2～7人	2～8人

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果の通知状況

監査結果通知状況	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	16機関	15機関	16機関
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(1機関)	(1機関)	(4機関)

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	1件 (1機関)	1件 (1機関)

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	—	1件 (1機関)	1件 (1機関)

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和7年度 上半期	【参考】令和6年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	1件 (1機関)	—	3件 (3機関)
マネー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの	1件	—	2件
○ その他	—	—	1件

(1) 法令違反及び業務運営・内部管理態勢の不備

○ 社債の取扱い全般について管理態勢等が不十分な状況 【会員】

当社は、新たにパフォーマンスリンク型社債(以下「リンク債」という。)を導入し顧客に販売したが、その導入から販売に至る過程の全般において、以下のとおり、管理態勢等が不十分な状況が認められた。

① 商品導入時の状況

リンク債を導入する際にその商品の特性やリスク、適合する顧客、顧客が支払う費用の合理性等についての審査が行われたかどうかを検証できない状況

② 商品販売時及び販売後の状況

イ. 顧客からの問合せに営業員が回答できない状況が発生しており、営業員への教育が不十分な状況

ロ. リンク債のパフォーマンスが不芳であるため、当社は途中売却や他の商品への乗換えにあたってはリンク債の状況を十分に説明するなどの留意事項を営業員に周知したものの、営業員がリンク債の状況を十分に説明せずに途中売却や他の商品への乗換えを勧めている状況（一部の営業員において虚偽告知）

③ 管理状況

上記②ロ. のような不適切な勧誘を把握するためのモニタリングが不十分な状況

(2) 業務運営・内部管理態勢の不備

○ システムリスク管理態勢の整備が不十分な状況 【会員】

当社は、口座開設や取引の受注を主にオンラインで行っているところ、以下のとおり、システムリスク管理態勢の整備が不十分な状況が認められた。

① 重要情報(機密情報等)の管理不備

個人データ管理台帳等に記載されていない情報の洗い出しや重要度の判定・分類が未実施であり、情報の重要度に応じたリスク管理(機密性、完全性、可用性、追跡性)も行われていない。

② 情報資産の把握とリスク評価の不足

クラウドサービス、RPA及びネットワーク機器等の情報資産の網羅的な洗い出しができておらず、定期的かつ継続的なシステムリスク評価も未実施である。また、金融庁監督指針や社内規則等に基づく客観的な評価基準も整備できていない。

③ 外部委託先・クラウドサービスのリスク管理不足

外部委託先の選定時のリスク評価が不十分であり、クラウドサービス固有のリスク評価基準やモニタリング手順が社内規則に定められていない。

④ システム障害対応の不備

過去のシステム障害について定期的な分析・検証が行われておらず、障害記録の正確性・十分性が欠けている。

⑤ システム監査の未実施

システムリスク全体をカバーするシステム監査が計画・実施されていない。

監査で確認された好事例

○ 顧客の理解度をより適切に把握するよう努めている事例

当社では「くりっく株365」の口座開設にあたり、コンプライアンス部門の担当者が、全ての口座開設申込者に直接電話をかけ、以下の内容について理解しているかを確認している。

- ・取引の仕組み
- ・取引に伴うリスク
- ・当社に対する勧誘受諾の意思
- ・再勧誘の禁止が義務付けられていること

その際、単に「理解していますか？」と尋ねるのではなく、「マージンコールについて説明してください」といったオープン・クエスチョンを用いて、申込者自身の言葉で説明してもらうようにしていた。その結果、申込者が十分に理解していないと判断した場合には、実際に口座開設を断っている事例も確認された。